

○事務局長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。

本日は2名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定によりまして、半数を超えておりますので会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度第8回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございました。それでは会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、これから先は会長よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に7番委員、8番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。日程第2、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは議事日程表の1ページをお願いいたします。今回は、5条申請が4件出てまいっております。日程第2、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があつたので、許可不許可についての副申意見を決定するものでございます。

(4件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ここで事前調査の報告をお願いいたします。

○3番委員 事前調査の報告をいたします。日程第2、議案第22号、農地法第5条の許可申請

に対する調査報告をいたします。今回 4 件の申請がありましたが、10 月 11 日、昨日に 3 番委員、4 番委員、19 番委員で調査しました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第 1 種農地となります。農地法施行規則第 33 条第 4 項による、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域においても住居するものの日常生活上、また、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準並びに一般基準の両面から農地転用許可基準を満たしていると思われます。次に、番号 2 です。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第 3 種農地となります。立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から農地転用許可基準を満たしていると思われます。続きまして、第 3 号です。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第 1 種農地となります。農地法施行規則第 33 条第 4 号により、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において住居とするものの日常生活上、また、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から農地転用許可基準を満たしていると思われます。続きまして、番号 4 です。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第 2 種農地となります。代替性の検討が適切になされていると思われますので、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条

の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。

したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われます。以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。13番委員。

○13番委員 番号3の□□さんの件ですけれども、転用では初めてこの使用貸借というような言葉が出てきたんですけど、こんなことはできるんですか。あと、4番の申請で一般住宅は500m²までしか出来ないので、駐車場は740m²というができるのかなというような質問でございます。よろしくお願いします。

○事務局長 まず、使用貸借については過去にも何件か出てまいっております。お父さんが息子さんに農地を貸されて転用をされるということで、使用貸借っていうのは何件か出てまっています。あと、□□さんの件ですけれども、一般個人住宅を建てる場合は500m²というのがあるんですけども、今回の転用につきましては、駐車場とか重機の置場になりますので、500m²という基準はございません。以上です。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようすでにお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第23号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、7番委員と15番委員は退席をお願いいたします。それでは事務局からお願いします。

○係長 7ページ目です。日程第3、議案第23号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてです。令和4年第10回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、10月4日付で

多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました議事参与者の方の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より議事参与の案件について説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について異議はございませんか。異議なしと認め、原案どおり決定をいたしました。退席者の入室をお願いいたします。それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 (残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、残りの案件について、何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。事前調査の日程ですが、11月9日午前9時から行います。総会を11月10日午前9時から行いますが、調査委員に5番委員、11番委員、20番委員を指名いたします。御三方ご都合はよろしいでしょうか。それではよろしくお願ひいたします。事前調査を11月9日、総会を11月10日に決定をいたします。よろしくお願ひします。以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 ありがとうございました。これをもちまして令和4年度第8回多良木町農業委員

会総会を閉会いたします。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記